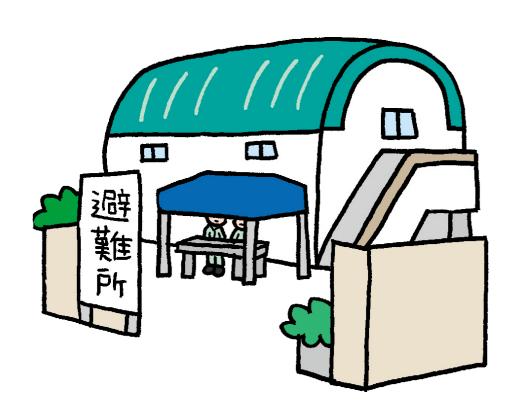
丸 森 町

― 避難所生活ルールブック ―

○●●避難所



1. 避難所での生活ルールとは?

◆なぜ、生活ルールが必要なのでしょうか

避難所での生活は、いろいろな人との共同生活になります。ある人は、周りへの 気遣いで体調を崩してしまうかもしれません。また、ある人は災害の恐怖から自分 を見失い他人に迷惑をかけてしまうかもしれません。災害という非常事態の中で は、いつもは起こらないはずの事態が起きてしまいます。

そのため、避難者が少しでも快適に生活できるように、避難所では生活ルール が必要になります。

◆自分たちで生活ルールを話し合いましょう

避難所で快適に生活できるよう、避難者同士が話し合い、自分たちの生活ルールを決めていきましょう。

◆避難所を被災者の生活再建を助ける場にしましょう

避難所は、「住むところ」ではなく「過ごすところ」であり、できる限り短い期間で解消されなければなりません。

避難所は、災害時における避難者の安全と安心の場であることを目的としています。同時に避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向かって行かなければなりません。避難所を被災者の生活再建を助ける場にしましょう。

1. 避難所での生活ルールとは?

◆共通ルール

- ▶避難所は、避難所責任者(町職員)と避難所支援者(行政運営推進委員、民生委員児 童委員、自主防災組織など)が避難者と協力して運営します。
- ▶避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。
- ▶避難者は、世帯(家族)単位で登録を行ってください。 ○避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
- ▶土足禁止とし、脱いだ靴は各自でビニール袋に入れて保管します。
- ▶避難所によって使用できない部屋などがあります。「立入禁止」、「使用禁止」、 「利用上の注意」等の張り紙の内容には必ず従ってください。
- ▶避難所に出入り(外出含む)する場合は、受付に必ず声をかけてください。
- ▶食料・物資等は、原則として全員に公平に提供できるようになってから配付しま す。
 - 〇不足する場合は、子供・妊産婦・高齢者・障がい者の方々に優先して配付しま す。
 - ○食料・物資は、個人ではなく、居住グループを決めてグループごとに配付しま す。
 - 〇粉ミルク・お粥・紙オムツなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し 出てください。



▶喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

◆共同生活上のルール

区分		ì	内 容					
生	活	時	間	●起床時間:	時	分		
				●消灯時間:	時	分		
				*廊下は点灯したままとし、居住スペースは照明を消します。				
				●食事時間	朝食:	時	分	
					昼食:	時	分	
					夕食:	時	分	
	*食料の配付は、居住グループ単位で行います。							
			掃	●パーテーション	/内は、原則と	して世帯ご	とに責任を	もって清掃しま
清				す。				
				●パーテーション間の通路など、共有する部分については、相互に協				
				力して清掃します。				
				●避難所全体で共有する部分については、避難所責任者の指示に従				
				って、実施します。				
				●トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してく				
	ださい。							
洗			濯	●洗濯は原則と			-	
				●洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各				
				人の良識に基づいて使用し、長時間の使用を避け、他人の迷惑にな				
				らないようにしてください。				
	み	処	理	●世帯ごとに発生したごみは、原則としてそれぞれの世帯が共有のご				
				み捨て場に搬入してください。 ●サ豆佐業ス発生したごひは、スの佐業を担いした「とおきまだたた				
٦				●共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもっ				
				て捨てます。				
	●ごみの分別を行ってください。							
		●居住スペース及びパーテーション内は、一般の「家」同様、みだり						
	_ /	, n		立ち入ったり、のぞいたりしないようにします。				
	•		ヾシー ●居室内で音声の発する機器を使用するときは、周囲の迷惑になら					
の	保 護 ないよう、イヤホンを使用してください。						# 土 一 大	
				●携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は、				
				居室内で使用しないでください。				

◆トイレ使用のルール

▶携帯型簡易トイレの使用方法は、次のとおりです。



【準備】予め、黄色の便器セット袋を便器に広げて被せます。便器内の滞留 水から排便収納袋が濡れるのを防ぎます。

水色の排便収納袋を1枚取出し、上部をミシン目から切り取っておきます。 切取部分は後で口元を縛るヒモとして使用します。



黄色の便器セット袋の上に、水色の排便収納袋を広げ、袋の口を便器の縁に 被せて外側に折り返します。



用を足した後、し尿処理剤を小便、大便の上にまんべんなく振りかけます。 ※便の上にし尿処理剤がかかる様に使用済みトイレットペーパーは便の上に乗せず、端に寄せてください。



便器から排便収納袋を取り出し、中の空気を追い出した後、予め切取ったヒモで中身がこぼれない様、しっかりと縛ります。縛った排便収納袋は、取手付きの廃棄用収納袋に入れて保管してください。

- ▶トイレットペーパーは、施設にあるものを使用し、物資の支援が始まった後は町災 害対策本部に要請します。
- ▶手洗い用の水が確保できない場合は、施設の消毒液やペットボトルの飲料水を活 用します。
- ▶みなさんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ▶トイレ掃除や水汲みは、避難所責任者の指示で行います。
- ▶仮設トイレは、汲み取り業者の手配が必要ですので、排泄物が 溜まってきたら、気づいた人が避難所責任者に報告してく ださい。



◆火気使用のルール

- ▶避難所内の内の所定の場所以外で、火気を使用することは、原則禁止します。
- ▶夜間(時以降)は、避難所内で火気を使用しないでください。 使用する必要がある場合は、総務班に申し出てください。
- ▶居住スペースで使用するストーブは、十分注意して使用してください。
 燃料を交換する際は、避難所スタッフに申し出てください。
- ▶ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
- ▶避難所の居住スペースは禁煙です。 ○○○を喫煙スペースとしています。きちんと消火し吸い殻入れに捨ててください。ポイ捨ては絶対にしないでください。
- ▶たばこの吸い殻入れは、喫煙者が協力して処理してください。

◆夜間の警備体制について

- ▶夜間は、共有部分は消灯せず、21時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
- ▶夜間は、不審者の侵入を防止するため、○○の入口以外、施錠しますのでご協力ください。緊急時には、他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
- ▶夜間は、避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、一声かけてください。
- ▶当直は、交代制で行います。みなさんのご協力をお願いします。

◆食料配付のルール

- ▶食料・物資・水などは公平に配付しますが、数量が不足する物資などは、子供・妊産婦・高齢者・障がい者に優先して配付します。
- ▶物資の配付は、居住グループごとに、世帯単位にお渡しします。
- ▶物資などは、原則毎日 時頃に、場所は、 で避難所担当者 が配付します。秩序を守って避難所担当者の指示に従い受け取ってください。
- ▶各自、必要な物資などは、避難所担当者に申し出てください。

◆来訪者への対応ルール

▶特定の避難者を訪ねてきた場合は、受付で確認し、本人又は家族に了解を得た うえで対面させます。

◆郵便物等の取り次ぎルール

- ▶避難者への郵便物や宅配物は、郵便局員又は宅配業者から直接本人へ手渡してもらうことになりますが、防犯のため、受付で確認し本人を呼び出して渡します。
- ▶本人が不在の場合、受付で預かり、確実に本人に渡るようにします。

◆マスコミへの対応ルール

- ▶マスコミ対応窓口はひとつし、避難所責任者が対応します。
- ▶取材に応じる場合も、プライバシーに配慮し避難所の外で取材を受ける。
- ▶研究者が調査目的で来訪した場合も、同様の扱いとします。

◆特設公衆電話の使用ルール

- ▶避難所を開設すると、予め配置している特設公衆電話の使用が可能となります。
- ▶電気が不通でも使用できますが、有線回線のため断線している場合は使用できません。
- ▶特設公衆電話は、発信専用電話です。受信はできません。
- ▶長電話は控え、1人1回の使用を3分以内とします。

◆感染症対策のルール(感染症まん延防止対策が必要な場合)

- ▶常にマスクを着用し、気温が高い時はこまめに水分補給しましょう。
- ▶人と人との間隔は、できるだけ2m、最低1m開けましょう。。
- ▶あらゆる場面で密にならないように順番で。
- ▶換気(30分に1回以上、数分間、窓を全開)(常時窓を少し開けておく)
- ▶毎日、体温・体調をチェックしましょう。(朝・昼・夕3回実施)
- ▶発熱や体調が良くない時は、避難所運営スタッフに報告してください。
- ▶飛沫感染、接触感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事を取らないでください。



※ これらのルールは避難所の規模及び避難者の状況によって変更する必要がありますので、避難 所責任者及び避難所担当者は、施設の管理者と事前に協議しておいてください。